- 主 文本件控訴をいずれも棄却する。 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事実及び理由 当事者の求めた裁判

控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。 (2) 被控訴人らは、控訴人aに対し、各自金1億0500万円及びこれに対する平成4年5月31日から支払済みに至るまで年5分の金員を支払え。
- (3) 被控訴人らは、控訴人JR総連に対し、各自金2億1000万円及びこれに対する平成4年5月31日から支払済みに至るまで年5分の金員を支払え。 (4) 訴訟費用は、第1、2審とも、被控訴人らの負担とする。

仮執行宣言 (5)

控訴の趣旨に対する答弁(被控訴人ら全員)

主文と同旨

主文と同旨 第2 事案の概要(なお、当事者以外の略称については、原判決「事実及び理由」欄の第2の2のとおりとする。) 1 本件は、被控訴人らの共謀による不法行為(不当労働行為)により、控訴人aは、中央執行委員長をしていたJR 東海労組からの脱退を余儀なくされたことにより、控訴人JR総連は、傘下の単位組合であったJR東海労組が控訴人 JR総連から脱退したことにより、それぞれ損害を受けたとして、被控訴人ら各自に対し、控訴人aは1億0500万円(慰謝料1億円、弁護士費用500万円)、控訴人JR総連は2億1000万円(無形損害2億円、弁護士費用100万円)の損害賠償とその遅延損害金を請求した事案である。 その中心的争点は、①被控訴人らによる共同不法行為の有無、②控訴人らの権利侵害の有無及び共同不法行為と損害との因果関係、③控訴人らの損害額である。 2 第1審裁判所は、控訴人らが被控訴人らの共同不法行為の根拠とする本件送付文書(甲38を除く。)について、写しの成立はもとより、写しに対応する真の原本の存在及びその成立を認めることができないから、真の原本の記載内容の実質的証拠力は認められないし、甲38はその内容及び被控訴人dの供述からして控訴人ら主張の共同不法行為を裏付けるに足るものとはいえないなど、その余の点について判断するまでもなく控訴人らの請求はいずれも理由がないとして棄却した。

として棄却した

表刊のるに定るものとはいえないなど、ての示の点について刊断りるまでもなく控訴人らの請求はいりれも理由かないて乗却した。
3 争点の前提となる事実、主な争点及び前提事実及び当事者双方の主張は、原判決38頁11行目の「3 争点(3)(損害額)について」を「5 争点(3)(損害額)について」に改め、同別紙送付文書一覧表(原判決51頁)の「甲19の(4)」と「甲20」の間に「甲19の(5)『別紙8 JR総連が会社に対して面会等を求めた場合の対応方』と題する文書。ワープロで作成された文書」及び「甲19の(6)『別紙9 東海労組の最近の動きに対する会社の支土の内で表された文書」を挿入するほか、原判決の「事実及び理由」欄の第3と同じであるから、これを引用する。(前記引用に係る争点の前提となる事実の概要)(1) 国鉄の分割・民営化による被控訴人会社発足後の昭和62年4月30日,被控訴人会社と東海鉄道労連及び東海鉄輪会とは、相互の理解と信頼に基づいた健全かつ対等な労使関係の確立等を内容とする「東海鉄道労連及び東海営基盤確立に向けて」と題する大規令とかつ対等な労使関係の確立等を内容とする「東海鉄道労連及び東海営基盤確立に向けて」と題する大規令に第一次共同宣言とのが表別、東海労組を結成し、控訴人のの中央執行委員長に選任された。JR東海労組は、控訴人JR総連に加盟し、控訴人会社と第一次共同宣言と同文の共同宣言を改めて締結した。 JR東海労組は、控訴人JR総連に加盟し、被控訴人会社と第一次共同宣言と同文の共同宣言を改めて締結した。 JR東海労組は、投訴人JR東海労組との協定によって非組合員の範囲が変更され、課長代理(人事及び労務担当を除く。)に組合員資格が認められた。被控訴人会社の課長に関する名とともにJR東海労組に加入し、同年6月に中央執行副委員長に選出された。

選出された

一控訴人JR&&連は、同年11月28日の第9回中央委員会で「スト権問題は組織内の議論を深めた。」と集約し、継続論議することとなったのに対し、JR東海労組は、同年12月6日の第6回定期中央委員会において、正当な争議権

を放棄することはあり得ない,「共同宣言」を軸に会社との信頼関係をより一層強め,諸活動を展開するなどと総括し

し、同月25日、被控訴人 b らが J R 東海労組及び控訴人 a に対し、臨時大会及び中央執行委員会の開催を求める仮処分を名古屋地方裁判所に申し立てた。 控訴人 a 及びその同調者は、同年8月4日、「J R 東海労結成準備委員会」を発足させ、その後 J R 東海労組を脱退し、同月11日、J R 東海労を結成した。被控訴人 b を含む J R 東海労組の役員らは、J R 東海労組名で、同日、組織破壊の暴挙に対する緊急声明を発表し、翌12日の第19回緊急執行委員会で被控訴人 b を委員長代行に選任するとともに、大会開催を決定した上、同月19日上記仮処分申立てを取り下げた。 J R 東海労が、同月12日、控訴人 J R 終連への加盟を申請したのに対し、J R 東海労組は、同月13日、控訴人 J R 終連に対し、上記加盟を認めないよう文書で申し入れるなどしたが、控訴人 J R 東海労の加盟を基本的に対象をとした。

JR東海労組は、同月26日の第7回定期大会で被控訴人bを中央執行委員長に選出した。 控訴人JR東海労組は、同年9月4日及び9日にJR東海労の加盟問題について話合いを持ったが、決裂

る。 被控訴人会社の主な支配介入行為は、①被控訴人会社が、平成2年8月ころ、本件配布文書をJR東海労組組合員を含む管理職社員に配布した行為、②平成3年3月下旬ころから同年8月ころにかけて、被控訴人。を中心とする被控訴人会社首脳部による綿密な協議・計画に基づいて組織的に実行された被控訴人らら会社派に対する極めて詳細かつ継続的な指導・教育、支援等の一連の行為である。上記①は、被控訴人会社が自らの行為であることを認めており、上記②は、被控訴人。(当時の被控訴人会社代表取締役副社長)を中心に、被控訴人は(当時の人事部勤労課課長)らが共同して実行した行為であって(甲11、12、19、28等)、使用者自身によるものとみるべきであり、少なくとも使用者の関与(通謀、示唆、容認)が認められるので、当然に使用者に帰責される。支配介入の不当労働行為については、不当労働行為意思を要しないとするのが判例(最高裁昭和29年5月28日判決)であるから、本件についても格別被控訴人会社の支配介入意思は必要でないが、仮に必要であるとしても、JR東海労組内から控訴人a及び同人を中心とする控訴人JR総連の運動方針を支持する一派を排除し、ひいてはJR殿連におはを控訴人JR総連から脱退させるとの目的をもって行われたものであるから、JR東海労組及び控訴人JR総連における「正常な組合運営を妨害する反組合的行為の意思をもってなされた行為」であるといえ、支配介入の意思が存在す

ることは明らかである。なお、使用者の意見の表明と支配介入との関係においても、本件配布文書は、スト権議論を るかしないかという組合が自主的に決定すべき事項を批判したものであり、内容的にも組合内の一派を擁護(支援) たり、スト権議論が組合の弱体化につながるとの批判であるなど、その配布行為は支配介入に該当する。 被控訴人らの当審における主張

9 るか、被控訴人会社は非現実の主要な軒前に能布しただけである。 また、控訴人らは、被控訴人 c らによる被控訴人 b ら会社派に対する指導・教育、支援等の一連の行為(前記 4 (2)②)が支配介入行為となるとの主張をする。しかし、控訴人らが提出する本件送付文書が控訴人らの主張を裏付け る証拠とは全くなり得ないことは明らかであり、控訴人らはこれらの書証以外に実質的な立証をしていないなど、控訴 人ら主張のような事実は全く存在しない。控訴人 a らが J R 東海労組を脱退したのは、控訴人 a 自身の組合内外での一 連の行動や、控訴人 a の少なくとも平成3年初めころからの分派活動の結果、多数組合員の支持を失い、控訴人 a らの

全の13割に、圧励へるの少は、こも平成3年例のこうからの分派活動の結果、多数組合員の支持を失い、控訴人るらの自由意思により行っただけである。 したがって、被控訴人会社に、控訴人らの主張する控訴人」R総連及びJR東海労組の運営に支配介入した事実はないなど、控訴人らの主張は失当である。

被控訴人b

被控訴人 b は、当時、単に組合の民主化のために多数の同志組合員とともに運動を展開してきたに過ぎないのであって、控訴人らが主張する支配介入行為への関与の事実は一切存在せず、不法行為は成立しない。なお、控訴人らが主張する結果は、そも控訴人らが自ら招来したものであって、被控訴人 b の意思あるいは意図によって左右し得る事柄 ではなく、因果関係はない

ではなく、因果関係はない。 控訴人らが主張する本件配布文書について、被控訴人りは無関係である。 なお、上記文書の配布の背景には、第二次共同宣言締結後、前提事情に変動がないにもかかわらず、「スト権確立」にないて職場討議を強行しようとする控訴人らの非常識な言動があるのであって、その間の経緯等からすると、労働協約の一方当事者としての被控訴人会社が締結したばかりの上記共同宣言の履行を求める文書を発したのも十分に理解できるし、控訴人 a らと打ち合わせた上で発せられた文書が組合の支配介入であるとの主張は納得し難い。 また、控訴人らは、本件送付文書を唯一最大の証拠として、組合内部の意見対立状況下において、被控訴人会社が被控訴人 b ら組合執行部内多数派に対する支援行為を行ったと主張するが、いずれも客観的事実に反するか、一方的な認識に基づく曲解であり、誤りである。 第3 当裁判所の判断

第3 当裁判所の判断 1 共同不法行為の成否について(前記引用に係る原判決争点(1))(1) 控訴人らは、前記のとおり、①被控訴人会社が、平成2年8月ころ、本件配布文書をJR東海労組組合員を含む管理職社員に配布した行為、②平成3年3月下旬ころから同年8月ころにかけて、被控訴人。を中心とする被控訴統合会社前脳による綿密な協議・計画に基づいて組織的に実行された被控訴人ら会社派に対する極めて詳細かる指導・教育、支援等の一連の行為が、支配介入の不当労働行為(労働組合法7条3号)に該当するので、民法行為が成立する旨を主張する。(2) 労働組合法は、労働者と使用者との実質的対等な労働力の取引交渉を集団的労働契約の締結を保障するために、労働者の団体組織化の自由(団結権)と団交行動の自由(団体交渉権)を行政的手続の次元で保護するために、の自由を阻害する不当労働者の団結権の侵害をとしても、不当労働行為として労働委員会等による行政の自由を阻害する不当労働者の団結権の侵害をとして、不当労働行為として労働委員会等による行政の手続によって排除・回復の措置がとられるだけのことであって、民法上原則として取引の自由ないの取引、それらの自由を認められている使用者が、それらの自由の下に行動し、そのために不当労働行為と評価されたとして手続によって排除・回復の措置がとられるだけのことであった。長法上原則として取引の自由ないの取り、手続によって排除・回復の措置がとられるだけのことであった。大きのために不当労働行為といるものではない。また、使用者が特定の労働者あるいは労働組合を嫌悪したり、労働力の取引交渉等において不平等扱いするとか他の労働組合を達し、対策の対策を関行為が成立するものでない。また、使用者の不当労働行為が成立するものでない。ただ、使用者の不当労働行為が不当労働行為意思とは別の次元の民法上等の故意又は過失によって労働者の雇用契約との財産的利益、名誉権等人格権、労働組合の財産的利益や信用など民法上等の法的利益を侵害し、賃金収入等の減

品表で生た。ことでは、小流行為が成立するものとない。 ただ、使用者の不当労働行為が不当労働行為意思とは別の次元の民法上等の故意又は過失によって労働者の雇用契約 上の財産的利益、名誉権等人格権、労働組合の財産的利益や信用など民法上等の法的利益を侵害し、賃金収入等の減 少、組合員の名誉の毀損、組合費収入等の減少、組合の信用毀損による組合費の減少などの結果が生じたときに不法行 為が成立するものと解すべきである。支配介入等の不当労働行為が、外形上のものに止まり、労働者や労働組合の抽象 的ないしま、報告を侵害しただけの場合は、それのみでは必ずしも損害が発生したとはいえず、不法行為は成立

的ないし主観的な団結権を侵害しただけの場合は、それのみでは必ずしも損害が発生したとはいえず、不法行為は灰立しないものと解すべきである。
(3) 前記(1)①の支配介入行為について
前記のとおり、被控訴人会社とJR東海労組とは、従前の第一次共同宣言と同文の共同宣言を改めて締結した上で、平成2年6月8日に至って、第一次共同宣言に基づく国鉄改革の成果を強調し、労使の共通認識による安定した労使関係の下で協力体制を築いていくべきことなどを内容とする第二次共同宣言を締結した関係にあることからする終ってような共同宣言の当事者である被控訴人会社とJR東海労組はお互いに共同宣言の内容を誠実に履行する義務を負のような共同宣言の当事者である被控訴人会社がスト権論議に関する見解を記述した本件配布文書(甲7の1, 乙8)の内容の社会的信用を失墜すると共に経営を悪化させ、社員(組合員)の雇用と生活の安定の基盤を危ってより、労働組合に正当なストライキが、保障さる見解を記述した本件配合、ストライキが、労使の社会的信用を失墜すると共に経営を悪化させ、社員(組合員)の雇用と生活の安定の基盤を危って、争議権行使の社会的議論すべきであって、争議権行使のが発生しないよう全力を尽くすことこそが重要であるなどとするものであるので、本件配布文書全体の趣旨からすれば、被控訴人会社は、第二次共同宣言締結直後に生じた争議権(ストライキ権)論議の動きについて、共同宣言の一

方当事者として共同宣言の内容を誠実に履行しようとして、その観点からスト権議論について使用者としての意見を述べたものとして管理職を対象に本件配布文書を作成・配布したものと認めるのが相当である。したがって、本件配布文書の配布行為が、控訴人aを誹謗、中傷したり、控訴人aと対立するJR東海労組内の被控訴人bらのグループを支援する目的でなされたものと認められない。上記配布行為が、支配介入の不当労働行為に該当するという控訴人らの主張に沿う証拠(甲128、140、147、証人e、証人f、証人g、控訴人a)は、憶測を述べるか主観的見解を述べるものであって、採用できない。他にこれを認めるに足る証拠はない。以上によれば、本件配布文書の作成、配布は、前提においても不法行為になるものでないことが明らかである。(4) 前記(1)②の支配介入行為について ア 控訴人らが根拠とする本件送付文書の記載内容等の概要についての認定判断は、次のとおり補正するほか、原判決する。

原判決41頁3行目の「面会」を「面会等」に、同21行目の「甲12,20」を「甲20」に、同42頁13行目から14行目にかけての「ファクシミリ文書であり」を「ファクシミリ文書の体裁であり」に、同43頁11行目の「代議員会の手順が」を「代議員会等の手順や問題点が」に、同行目の「甲54の(1)ないし(4)」を「甲54の(1)ないし(5)」に、同13行目がら14行目にかけての「臨時大会に向けての戦術等が」を「西路で開発のにかけてのように、「日43行目である」というにより、「日45行目である」というにより、「日45行目である」というにより、「日45行目である」というにより、「日45行目である」というにより、「日45行目である」というにより、「日45行目である」というにより、「日45行目である」というにより、「日45行目である」というにより、「日45行目である」というにより、「日45行目である」というにより、「日45行目である」というにより、「日45行目である」というにより、「日45行目である」というにより、「日45行目である」というにより、「日45行目である」というにより、「日45行目である」というにより、「日45行目では、日45行目には、日45行目では、日45行目には、日45行目では、日45行目では、日45行目では、日45行目では、日45行目には、日45行目では、日45行目では、日45行目には、日45行目では、日45行目では、日45行目では、日45行目には、日45行目では、日45行目では、日45行目には、日45行子には、日45行目には、日45行子にはは、日45行目には、日45行目には、日45行目には、日45行子には、日45行子には、日45行目には、日45行子には、日45行子には、日45行子にはは スケジュールの概要等」にそれぞれ改め,同19行目の「甲19の(1)の」の次に「一部であるⅣ項欄の」を加え

。 甲19の(1)ないし(6)について 控訴人らは、上記文書の真の原本について、本文は被控訴人会社が、書き込み部分は被控訴人dがそれぞれ作成した と主張する。

と主張する。 上記文書には、「I これまでの経過、II JR総連定期大会、III 東海労内の争点、IV 当面のスケジュール、V 危機(Xデー)への対応方、IVI 最重要対策」との項目が記載され、それらうを具体化した内容の別紙(甲19のであるが、ないし(6))が添付されており、その表題が「博勢分析とものが、被控訴人会社としても、知識では、日本の会題が「関勢分析とものが、被控訴人会社としても、組織として適切が決策管理を行う必要がある以上、関連する情勢のでは、正確な分析を行い、それを前提に様々なな立状状でも関するを構成した。との表題が「「情勢分析とあるが、被控訴人会社としても、組織として適切が決策を関する方を危機で対方を危機で関する方とのとでは、1 R東の分析に対する。上記文書の真の音を被定した対域に対する方とのは極めるると当分析し、それを前提に様々なな立状状であらるを機定したが対応方を危機で関する方とのは極めると当分析し、よその表表としても、対策があったとがあったとがあったとがあったとがあるとは、「「危機(Xデー)」「代議員の切り崩しいな意のとようなくはないが、小な表現といり、JR東海労組内の控訴、検を計算をは、2 デー)」では、2 下のよいではないが、から部分に対するが、と対立とが表えまくはいが、小な表現とからいら不自然ではない。また、「も機(Xデー)」では、2 下の場とは、1 下の場であるが、はないが、体理はといり、とないが、体理はといり、とないが、体理はというを表している表現といる表現といる表現といい。大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きなではいいがである主ないが、大きなではいいが、大きなではいいがである主ないが、大きなではいいがでは、2 下で成したと、大きにはいいがでは、2 下の表しまないが、大きないが、大きながでは、2 下の点にはないが、大きないが、大きながでは、1 によいでは、2 を表しいで、大きなが、1 によいでは、2 を表しいと表しまないが、これが、1 によいでは、2 を表しいと、1 によいでは、4 でののが、2 を表しいとまでは、2 を表しいとまでは、2 を表しいとまでは、2 を表しいで、2 を表しいとまでは、2 を表しいで、2 を表しいが、2 には、2 を表しいが、3 には、2 には、3 には、4 り、5 にないでは、2 には、3 には、4 り、5 にないでは、3 には、4 り、5 にないでは、4 にないが、4 にないでは、4 にないでは、4 にないでは、4 にないでは、4 にないが、4 にないでは、4 にないが、4 にないでは、4 にないが、4 にないが、4

世野人らは、上記文書の真の原本について、甲17及び18は被控訴人dが、甲20は本文を被控訴人会社が、書き込み部分を被控訴人dが、甲64は被控訴人会社がそれぞれ作成したと主張する。 甲17及び64は、内容的に甲19の(1)記載とほぼ同旨のものである。甲18には、批判派がa派を攻撃する方法等の記載があるが、仮にそれを被控訴人dが作成したとしても、その内容が、単なる情勢分析の前提としての情報収集と日本をは記述されない。 は認められない。

は認められない。 甲115(hの筆跡鑑定)は、甲20の手書き部分について、被控訴人dの筆跡である可能性が高いと判定するが、乙114の1(iの意見書)並びに鑑定人jの鑑定及び尋問の各結果と対比すると、甲115の鑑定結果は採用するには未だ信頼性が低く、被控訴人dが作成したとは認め難いし、作成者以外の人物が別の機会に新たな書き込み工作をした疑問があるので、甲20の内容の信用性も低いものといわざるを得ない。仮に被控訴人dが作成した部分が含まれるとしても、内容的には前記甲19の(1)の場合と同様に、会社組織としての適切かつ合理的な労務管理を行う前提での危機管理的な検討ないし情勢分析のためのものという範囲を超えるものとまでは認められないので、これによって、控訴人らは、上記文書の直の原本について、甲22は、本文を被控訴人会社が、書き込み部分を被控訴人dが、甲2

オ 甲22及び27について 控訴人らは、上記文書の真の原本について、甲22は、本文を被控訴人会社が、書き込み部分を被控訴人 dが、甲27は被控訴人会社がそれぞれ作成したと主張する。 甲22については、「会社の介入の印象が強くなる」と記載してある部分もあるので、被控訴人会社の内部検討文書である疑いもある。しかし、文書全体を見ると、内容的に、その本文をJR東海労組の控訴人。批判グループの組合員が被控訴人会社の立場も配慮して作成したものとしても何ら不合理とはいえない。他に被控訴人会社が作成したとまで認めるに足る確たる証拠はないというほかない。仮に被控訴人会社が作成したとしても、内容的に2つのシナリオを想定し、それぞれのメリット・デメリットを検討しただけのものである可能性も高く、情勢分析の範囲を超えて控訴人らに対する具体的支配介入行為を策謀したものとまでは認められない。 甲27は、ファクシミリ文書の体裁であり、書面上部に「発信:JR東海人事部」との印字があるからといって被控訴人会社が作成したことにはならないし、何らかの情報収集過程で入手した組合作成の文書を関係各所の管理職等に情報提供したに過ぎないとも考え得ることにかんがみると、その真の原本を被控訴人会社が作成したとまで認めることはできない。

できない。

单24 33及び62について 30,

カーマ24,30,33及062について 控訴人らは、上記文書の真の原本について、甲24及び62は被控訴人会社が、甲30及び33は被控訴人dがそれ ぞれ作成したと主張する。 甲24には電話による連絡方法の記載があるが、その真の原本を仮に被控訴人会社が作成したものであるとしても、 それが何の機会に何を目的として作成されたものであるかを記載内容から特定することはできないし、その余の上記文 書についても、仮に被控訴人dらが作成したものであるとしても、前記判断と同様に労務管理の前提としての合理的な

情報収集のためのものという範囲を超えて控訴人らに対する具体的支配介入行為を策謀したものとまでは認められな

い。 キ 甲32及び35の(1)ないし(4)について 控訴人らは、上記文書の真の原本について、甲32及び35の(3)は本文を被控訴人会社が、書き込み部分を被控 訴人はが、甲35の(1)は被控訴人はが、甲35の(2)・(4)は被控訴人会社がそれぞれ作成したと主張する。 甲32には全社員に対する事実関係説明についての説明方法等が、甲35の(1)ないし(4)には「当面の進め 方」との表題でJR東海労組の本部・地方においてとるべき戦術等がそれぞれ記載されている。内容的にはJR東海労 組の控訴人らに対する批判グループが作成したものと推認することも可能である。仮に、これらの真の原本の作成者が 控訴人ら主張のとおりであるとしても、内容的には、労務管理のための合理的な検討内容であったり、情勢分析のため の情報収集の結果をまとめたに過ぎないのであって、控訴人ら主張のようなJR東海労組に対する支配介入行為の計画 ・実行を被控訴人らが企図した内容のものとまでは認められないし、それ自体被控訴人らの法的利益を具体的に侵害する不実行を被求立するとまで認められない。 る不法行為が成立するとまで認められない。 ク<u>甲42ないし45について</u>

控訴人らは、上記文書の真の原本について、「 は被控訴人会社がそれぞれ作成したと主張する。 甲44は本文を被控訴人会社が、書き込み部分を被控訴人dが、その余

田42には決起集会の進め方等が、甲43には「当面の流れ」として決起集会等に対する被控訴人会社の対応等が、 甲44及び45では、7月5日から10日までの被控訴人会社とJR東海労組のスケジュールが記載されている。甲42及び45は、内容的にJR東海労組の組合員側で作成すべき文書であって、その真の原本を被控訴人会社が作成したと窺わせるような事情は見当たらない。甲43及び44についても、仮にその真の原本の作成者が控訴人ら主張のとおりであるとしても、情報収集した結果の分析等に基づいて被控訴人会社の対応方法等を具体的に検討したものを記載したと思めるのが合理的であって、内容的にも控訴人ら主張のような具体的な支配介入の計画・実行を被控訴人らが企図

したものとまでも認められない。
ケ 甲48の(1)・(2)、53、54の(1)ないし(4)、55の(1)ないし(3)及び58について
控訴人らは、上記文書の真の原本について、甲48の(1)・(2)、54の(4)・(5)及び55(3)は被控
訴人会社が、その余は本文を被控訴人会社が、書き込み部分を被控訴人はがそれぞれ作成したと主張する。
甲48の(1)・(2)には「東海労を考える会」の動きに応じた控訴人。を解任する場合の手順や問題点等が、甲51には代議員会等の手順や問題点が、甲54の(1)ないし(5)にはなり、1の表には代議員会等の手順や問題点が、甲54の(1)ないし(5)には応持大会に向けてのスケジュールの概要等ができるの(1)ないし(3)には臨時大会における戦術等が、甲58には臨時大会に向けてのスケジュールの概要等がそれぞれ記載されている。
上記文書は、いずれもその記載内容を見ると控訴人。らに批判的になったJR東海労組の組合員側で作成した文書と記文書は、いずれもその記載内容を見ると控訴人。に批判的になったJR東海労組の組合員側で作成した文書を表した。
本の余の原判決別紙送付文書については、仮にそれらの真の原本を被控訴人らいし情勢分析のための情報収集の結果に過ぎない後のよれである。
コるので、結局のところ、甲38以外の本件送付文書については、仮にそれらの真の原本の作機管理的な検討ないし情勢分析のための情報収集の結果に過ぎないものが大部分組と共謀して、控訴人らが主張するように具体的な検討な方といてあるであるとしても、内容的に見て、会社組織として当然に行うべき労務管理の前提での危機管理的な検討ないしてあるな方がである方に見る権たを被控訴人らが全配介入ないこのであるともの結果に過ぎないものが大部分組と共謀して、控訴人らが主張するように足る確たたる証拠年当時にあるによりまでは記められない。
10下の力は判まをままして、対象の事にの前提となる事実等をも総合すると、労使の共通認識による安定した労使関係の下で力力は判まをままして、カカに対しないが、カカに対しまして、カカに対しまして、カカに対しまして、カカに対し、カルに対しまして、カカに対し、カカに対しまして、カカに対しまして、カカに対しまして、カカに対しまして、カカに対しまして、カカに対しまして、カカに対しまして、カカに対しまして、カカに対しまして、カカに対しまして、カカに対しまして、カカに対しまして、カカに対しまして、カカに対しまして、カカに対しまして、カカに対しまして、カカに対しまして、カカに対し、カカに対しまして、カカに対しまして、カカに対しまして、カカに対しまして、カカに対しまして、カカに対しまして、カカに対しまして、カカに対し、カカに対しまして、カカに対し、カカに対しまして、カカに対し、カ

るものではない。

るものではない。
(5) 本件係争について、その当時の全体の経緯や状況から検討するに、「スト権の確立」についての職場討議の議論等について、JR東海労組内部で控訴人aを中心とするグループ(以下「a派」という。)と被控訴人bを中心とするグループ(以下「b派」という。)とに二分されており、実質的に複数の組合が併存しているに等しい状況にあった。このような場合、使用者としては、いわば労働組合内部の問題であり、団体交渉等とは異なるレベルであるが、各グループの団結権を平等に承認、尊重するため、その限りでは中立的立場を保持しなければならないというべきである。他方で、現実問題としては、労働組合のグループ間の組織人員や支持見解等に大きな違いがある場合に、使用者が経営政策上の判断ないし裁量として、より大きなグループの持つ現実の交渉力や組織力に応じた合理的、合目的的な対応をせざるを得ない面があるのは否定できないので、そのことが直ちに中立義務違反につながるものというべきではな

い。 被控訴人会社の担う公的な業務内容からすると、莫大な損失につながる可能性のあるストが実行されることをできる だけ避けたいと考えるのは当然のことといえる。ただ、a派が主張するスト権の確立論議も現実のスト実行と直接結び ついた切迫性を有するものとも認められない。そして、被控訴人会社としても、当然、使用者としての意見ないしは第 二次共同宣言を締結した当事者として意見を有しているはずであって、率直に自己の意見を表明すること自体が支配介

入れるとなるわりではない。 しかも、使用者の行動傾向として、できるだけ多数派のグループと事を荒立てずに迎合的な方向で対応することを是 認せざるを得ない面があり、経営政策上の判断として合理的、合目的的な裁量行為といえるので、結果として、一方の グループを重視することにつながるとしても、それのみで直ちに支配介入となる支援とはいえず、前記の中立義務違反 になるものではない。特に、本件では、被控訴人会社が具体的に何らかの処遇上の取扱いの差異を生じさせたというわ けではないし、被控訴人会社が意見表明した場合、結果として、少数派であるa派の孤立、脱退を容易に予測できると

しても、それをもって、被控訴人会社が a 派の弱体化を企図したものであると短絡的な推定をするのは相当でない。そうすると、第二次共同宣言の当事者である被控訴人会社が自己の率直な意見を文書の配布という形で表明したとしても、それ自体が直ちに J R 東海労組はもとより J R 東海労や控訴人 J R 総連の団結権の制限や組織の切り崩しといえるものでなり、労働組合等の団結権を不当に侵害し、控訴人らの法的利益を害する不法行為性のある支配介入に当たると はいえない

はたんない。 また、被控訴人会社がJR東海労組に何らかの圧力をかけて控訴人JR総連から脱退させたと認めるに足る客観的証拠はなく、かえって証拠(丙40の1ないし3、50、55、57)によるとJR東海労組はJR東海労の控訴人JR総連かの加入問題を問いただすなどの経緯を経て、組合大会の満場一致の決議をもって、自ら控訴人JR総連から脱退

事情を認めることもできない。

事間で認めることであい。 また、被控訴人会社が、JR東海労組に弁護士を紹介し、足代を補給した事実を認めるに足る証拠はない。 (6) したがって、その余の点を判断するまでもなく、被控訴人らに控訴人ら主張のような共同不法行為が成立する と認めることはできず、他にこれを認めるに足る証拠はない。 結論

2 福調 以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、控訴人らの本件請求はいずれも理由がないので棄却すべきであって、これと結論を同じくする原判決は相当である。 よって、控訴人らの本件控訴をいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

まって、性証人のの不行性 東京高等裁判所第16民事部 裁判長裁判官 鬼頭季郎 裁判官 瀧澤泉 裁判官 任介辰哉